

岩手県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成20年岩手県告示第553号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から通知があった。

平成21年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也